

より詳しい情報につきましては、以下
にご連絡下さい。

趙 雪岩 (ちょうせつげん)
外国法事務弁護士

(第二東京弁護士会所属)



T. 03-3218-5007

E. xueyan.zhao@sidley.com

1987年東北財経大学経済学部卒
1998年東京都立大学法学部修士過程修了
1998年東京都立大学法学部修士課程を修了後、日本の渉外法律事務所に1年間外国法研究員として勤務。1999年中国帰国後、東北地区で日本企業向け専門渉外弁護士として活躍している。瀋陽、北京、上海、大連事務所の日本企業法務グループのリーダーとして日系投資企業に対する総合法律サービスの提供に尽力している。現地日本大手企業から絶大な信頼を受けると同時に、遼寧省、瀋陽市、大連市政府からも高い評価を受けており、2011年よりカウンセラーとして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業にて中国プラクティスの中心として幅広いサービスを展開している。
日本語に堪能で日本語での法律相談をしている。

今後の中国法 UPDATE の配信のご希望、
配信停止に関しましては、
kebinuma@sidley.com までお知らせください。

中国法 UPDATE は、情報提供のみを目的として西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業により作成されており、法的な助言を構成するものではありません。この情報は、顧問弁護士がその顧客に法的助言の提供を意図して提供したものではありません。この情報を顧客の皆様が受取られることは、私共による法的助言の提供にはなりません。具体的な問題については、本情報に依拠されることなく、必ず専門家によるアドバイスを受けていただけますようお願いいたします。



◆◆◆中国法UPDATE◆◆◆

2012年2月

Vol.2 外商投資産業指導目録の改正

「外商投資産業指導目録(2011年改正)」について

一、「外商投資産業指導目録」とは

外商投資産業指導目録とは、中国の外国投資誘致方針に関するガイドラインです。同目録は、各産業を業種別で「奨励類」、「制限類」、「禁止類」に分類し、これら三つの分野のいずれにも該当しない業種は「許可類」と見なされます。

中国の外資誘致方針は、かつては政府機関の内規として公開されていませんでした。しかし、外商投資誘致の強化および政策の透明性を図るべく、1995年に「外商投資方向指導規定」・「外商投資産業指導目録」の形で初めて公開され、その後97年・02年・04年・07年に改正され、今回は5回目の改正となります。

二、改正の背景

2011年は中国のWTO加盟の10周年であり、第12次5カ年計画(十二五)の初年度でもあります。WTO加盟後の10年間に、外商投資の規模が拡大する一方で、国内の労働力を含む生産要素のコストが上昇し、土地・環境・資源の規制が厳しくなっており、国際金融危機により世界経済の構造調整を誘発する等の理由から、中国の外資利用も新しい局面を迎えました。そのため、中国としては「目録」を改正することにより外資産業政策を適時に調整し、外商投資に向けて積極的に誘導し

つつ、中国の経済構造の最適化へ向けた調整と、経済発展方式の転換を更に促進する必要があります。

三、改正のポイント

1. 対外的開放の更なる拡大

新「目録」は計473条にわたり、その内、奨励類が354条、制限類が80条、禁止類が39条規定され、従来に比べて奨励類が3条増加、制限類が7条減少、禁止類が1条減少しています。また、一部の分野において、外資に対する持分比率制限を廃止したため、奨励類と制限類のうち、持分比率要求のある条目は11条減少しています。

2. 製造業の改造とグレードアップの促進

ハイエンド製造業が外商投資奨励の重点分野とされ、「奨励類」に紡績、化工、機械製造などの分野における新製品・新技術の条目を追加しました。一方、生産能力の過剰化を防ぐため、自動車完成車製造条目、多結晶シリコン、石炭化学工業等の条目が奨励類から削除されました。

3. 戦略的新興産業の育成

外商投資による省エネ環境保護、次世代情報技術、バイオ、ハイエンド設備の製造、新エネルギー、新素材、新エネルギー自動車等の戦略的新興産業を奨励するとされています。奨励類中の液晶ディスプレイ条目は第6世代以上と明記されました。

4. サービス業発展の促進

サービス業ではエンジン付車両の充電ターミナル、ベンチャーキャピタル企業、知的財産権サービス、海上石油汚染処理技術サービスなど9項目の奨励類条目が追加されました。

5. 地域の調和の取れた発展の促進

今回の改正において削除された一部の奨励類条目については、中西部地域による産業移転の継承を促進し、中西部地域の優位性産業等を発展させるという原則に基づき、「中西部地域外商投資優位性産業目録」の改正時に検討するとされています。

四、新目録の適用

新目録は2012年1月30日から施行され、それ以後に許認可を受けた外商投資項目については新目録により執行され、新目録の施行前に許認可された外商投資項目は2007年の目録によって執行されます。新目録で追加された制限類、禁止類項目については、2012年1月30日より前に、当該項目にかかる事業を行う外商投資企業が既に存続し、且つ運営している場合、当該項目について許認可を受けた時点における政策を執行することとされています。一方、当該企業が増資、持分譲渡、上場等を行う場合には、新目録により執行するとされています。

五、今後注目すべき点

これまでの改正動向に鑑み、外商指導目録の修正に伴って、中西部目録も修正されると予想されており、奨励類条目から削除された業種が、中西部地域の目録でどのように扱われることとなるのか、引き続き注目する必要があると考えます。

Sidley Austin LLP は、シカゴ、ニューヨーク、ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、ダラス、ロンドン、香港、シンガポールおよびシドニー以外の当事務所のオフィスを拠点とするデラウェア州の有限責任事業組合（以下、LLP）であり、イリノイ州の(LLP)である Sidley Austin LLP（シカゴ）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（NY）LLP（ニューヨーク）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（CA）LLP（ロサンゼルス、サンフランシスコ、パロアルト、Los Angeles, San Francisco, Palo Alto）、デラウェア州の LLP である Sidley Austin（TX）LLP（ダラス、ヒューストン）、デラウェア州の別個の有限責任事業組合（LLP）である Sidley Austin LLP（ロンドン）、デラウェア州の別個の LLP である Sidley Austin LLP（シンガポール）、ニューヨーク州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin（香港）、外国法事務弁護士により構成され、外国法に関する業務のみ行なうデラウェア州のジェネラルパートナーシップである Sidley Austin（シドニー）、そして西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業（Sidley Austin Nishikawa Foreign Law Joint Enterprise）（東京）などの他のパートナーシップと提携関係にあります。ここでは、これらの提携パートナーシップをまとめて Sidley Austin（シドリーオースティン）、Sidley（シドリー）、または当事務所と表記しております。